

長崎市農業委員会 令和7年7月総会 議事録

1 日 時 令和7年7月29日(火) 14:00 開会
15:20 閉会

2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(16名)

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和
上川 満治	柴原 恵	永岡 亜也子	平尾 政博	増田 茂
松尾 隆治	峰 忠幸	森保 欣也	森山 安男	柳川 八百秀
山口 眞佐栄				

5 欠席農業委員(3名)

尾崎 正孝 野中 麻美 山崎 実男

6 出席推進委員(23名)

今村 秀喜	浦川 英敏	河平 久明	城戸 利美	久保 正
田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人
野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博	松浦 行信
松本 貞幸	松本 守	三浦 信男	宮崎 好徳	村田 美津枝
森内 悟己	山口 憲昭	山下 和孝		

7 欠席推進委員(1名)

川添 孝則

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 松尾事務長 木下農政管理係長 中山農地係長
浦上主事

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和7年7月農業委員会総会を開会いたします。議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、7月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。座ってから議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は16名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、23名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。井川義英委員と池田憲二委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○井川農業委員・池田農業委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が7件ございます。まず初めに、第1号議案、「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案、長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について、ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。長崎農業振興地域整備計画の変更に関して、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、長崎市長から農業委員会に意見を求められているもので、編入申請が1件っております。それでは1号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。申請者は、長崎市長で、職権による農用地域への編入申請になります。申請地は、〇〇さんが所有する神浦丸尾町の農地ほか40筆、14,133㎡です。所在地の内訳は3ページから4ページの別紙に記載をしておりますので後ほどご確認ください。申請地の位置につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が農用地域の表示図です。赤で囲んだ部分が農用地域に編入する申請地になります。次が拡大した表示図です。拡大した表示図がもう一枚ございます。次が現地の写真です。現地の写真がもう一枚ございます。申請地は、いずれも地域計画の区域内に含まれている生産性の高い優良農地であり、今後長期的に農業振興を図っていくことが見込まれ、農用地域に編入し、本地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進することで、地域の担い手へ農地の集積・集約化を図ろうとするものであり、本地域の農

業振興を図るため、農用区域への編入は必要であると考えられます。現地調査につきましては、令和7年7月17日に岩永一也農業委員にご確認いただいております。本議案についての意見は、現地調査を行っていただいた、岩永一也農業委員よりお願いします。

○岩永農業委員 現地調査についてご報告いたします。申請地はいずれも地域計画の区域内に含まれている生産性の高い優良農地であり、今後長期的に本地域の農業振興を図るための農用区域への編入は必要であると考えられます。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第1号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。まずは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西出津町の農地2筆、計581㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は高齢で県外在住のため耕作ができないためであり、譲受人は、適切に耕作を行い管理ができるためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で180日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月14日に、私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で、露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告

は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」ご説明いたします。まずは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する平間町の農地2筆、計7.72㎡について、宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は平成7年頃から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。宅地と宅地の間に土砂災害避難通路として階段と通路が設置されています。雨水排水につきましては、図面下側の河川に自然放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、野口洋太郎推進委員より報告をお願いします。

○野口（洋）推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月15日に私と池田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は平成7年ごろから宅地として、通路のために利用しており、追認申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告

がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」ご説明いたします。まずは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆、計906.39㎡について、〇〇〇の〇〇〇が資材置場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が事業計画図でございます。現在、当該地から車で10分程度の距離にある時津町日並郷に事業所・倉庫を設置していますが、事業拡大に伴い資材置場が必要であるため、当該地を転用するものです。雨水排水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水道に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、森山安男農業委員より報告をお願いします。

○森山農業委員 現地調査についてご報告いたします。7月16日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は現状のまま利用し、建設資材や梱包資材の資材置き場や木材置き場、車両2台の駐車場として活用します。雨水排水については水路へ排水し、汚水・生活排水については公共下水道へ排水します。申請地は近隣農地よりも低い土地にあり、距離や高低差があることから、日照通風等の影響もなく、被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第4号議案2番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する野母町の農地1筆、307㎡について、〇〇〇の〇〇〇が工事用の仮設道路として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇

側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が事業計画図でございます。現在、長崎県発注の上曲川の砂防工事をおこなっているところですが、当該箇所に工事用の仮設道路を設置することで、工事が約4ヶ月短縮でき、近隣住民に対する工事に伴う騒音、振動、粉塵を軽減できるため、当該地を許可日から2年間、一時転用するものです。雨水排水については自然流下とし、降雨時の濁水防止対策として土のう積を設置します。汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、三浦信男推進委員より報告をお願いします。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月15日に、私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は長崎県の「上曲川通常砂防工事」に伴う、工期短縮のために設置する仮設の工事用道路のための一時転用になります。雨水排水は自然流下で対応し、降雨による濁水防止のための土のうも設置するなど、被害防除計画も適切であり、一時転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第4号議案3番についてご説明いたします。議案の7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆、1,268㎡について、〇〇〇の〇〇〇が資材置場、作業場の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が利用計画図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、資材置き場、駐車場、作業場となっております。雨水排水につきましては、自然流下により河川に排水し対応いたします。次が現地の写真です。現地調査につきましては、久保正推進委員から現地調査結果の報告をお願いします。

○久保推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月16日に、私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は現状のまま利用し、地面については砂利を敷設して使用し、資材置き場、重機3台の駐車場及び作業場として使用予定です。作業場には粉塵防止措置を取ってもらい、また、新たに建物を建築する予定はないため日照・通風に影響はなく、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地2筆3,111㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆、計3,111㎡について、5年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇〇へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は3,111㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月8日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第5号議案2番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆1,985㎡のうち300㎡について、長崎県農業振興公社が19年11か月間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地300㎡について、19年11か月の賃貸借により、布巻町の一般財団法人長崎市地産地消振興公社へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,460.73㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、2番から5番の説明の後、山口憲昭推進委員より合わせて報告いたします。

続きまして、第5号議案3番についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください

さい。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆1,299㎡について、長崎県農業振興公社が3年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,299㎡について、3年の賃貸借により、布巻町の長崎市地産地消振興公社へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8460.73㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を予定していません。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。

続きまして、第5号議案4番についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆1,629㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,629㎡について、5年の賃貸借により、長崎市地産地消振興公社へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,460.73㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を予定していません。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。

続きまして、第6号議案5番についてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆713㎡について、長崎県農業振興公社が1年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆713㎡について、1年の賃貸借により、長崎市地産地消振興公社へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,460.73㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を予定していません。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。2番から5番まではすべて隣接した農地になりまして、5番につきましては1年間の賃貸借になっておりますけれども、1年後また継続して契約を行うということで話を聞いております。現地調査につきましては、先ほどの2番から5番までを合わせて、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月8日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地2番から5番は、利用権の再設定を行うもので、利用については、野菜の栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第5号議案6番についてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆8,327㎡のうち3,000㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地3,000㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでご

ざいます。設定後の経営面積は 3,000 m²となり、利用につきましては花きの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございませう。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の 7 番の説明後に松浦行信推進委員よりあわせて報告をいたします。

続きまして、第 5 号議案 7 番についてご説明いたします。議案書の 11 ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地 1 筆 586 m²について、長崎県農業振興公社が 5 年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地 1 筆 586 m²について、5 年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 1,722 m²となり、利用につきましてはビワや野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございませう。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの 6 番と合わせて、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査について報告します。7 月 8 日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については花きの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございませう。

○農地係長 続きまして、第 5 号議案 8 番についてご説明いたします。議案書の 11 ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇が所有する潮見町の農地 7 筆、計 2,915 m²について、長崎県農業振興公社が 20 年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地 7 筆、計 2,915 m²について、20 年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,025 m²となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございませう。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の 9 番の説明後に城戸推進委員より、あわせて報告をいたします。

続きまして、第 5 号議案 9 番についてご説明いたします。議案書の 12 ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇が所有する潮見町の農地 16 筆、計 5,036 m²について、長崎県農業振興公社が 20 年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地 16 筆、計 5,036 m²について、20 年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 5,036 m²となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございませう。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につき

ましては、先ほどの9番と合わせて、城戸利美推進委員より報告をお願いします。

○城戸推進委員 現地調査について報告します。7月8日に、私と松尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはイチゴを予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第5号議案10番についてご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する農地2筆、計1,452㎡について、長崎県農業振興公社が3年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆、計1,452㎡について、3年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は6,488㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、野口弘人推進委員より報告をお願いします。

○野口（弘）推進委員 現地調査について報告します。7月8日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはイチゴを予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第5号議案11番についてご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する農地1筆1,030㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,030㎡について、20年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は1,030㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の12番の説明後に本田推進委員より、あわせて報告をいたします。

続きまして、第5号議案12番についてご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する農地1筆984㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆984㎡について、20年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,014㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置してお

ります。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの11番と合わせて、本田雅博推進委員より報告をお願いします。

○**本田推進委員** 現地調査について報告します。7月8日に私と増田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはイチゴを予定しています。現地状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○**農地係長** 続きまして、第5号議案13番についてご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する農地4筆、計1,285㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地4筆、計1,285㎡について、5年の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,285㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

○**鶴田推進委員** 現地調査について報告します。7月9日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については野菜を予定しています。現地状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○**農地係長** 続きまして、第5号議案14番についてご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する農地1筆735㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆735㎡について、5年の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、13,020㎡となり、利用につきましては、ビワの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、久保正推進委員より報告をお願いします。

○**久保推進委員** 現地調査について報告します。7月10日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはビワを予定しています。現地状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第5号議案15番についてご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する農地1筆1,023㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,023㎡について、5年の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は14,043㎡となり、利用につきましてははせとかの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇から、国道を挟んだ場所に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、田中幹生推進委員より報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査について報告します。7月10日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてははせとかを予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございました。ここで第5号議案2番から5番までについて、公社の理事長がお見えになっておりますので、理事長に追加の説明をお願いしたいと思います。

○事務局長 第5号議案の2番から5番は、地産地消公社が再設定という形になっております。この農地につきましては、地産地消公社が人材育成事業というのをやっております。その事業で使用している農地について期限がきましたので更新をかけていただくということで今回議案として提出させていただいております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件についてご意見、ご質問等ありませんか。

○森内推進委員 この長崎県振興公社が斡旋する案件で、イチゴが今回非常に多いんですけども、10aあたりの賃料が一番高いところで15,000円、安いところは7,000円台ですね。この差は土地によるものなのか、何か要因があれば教えてください。

○農地係長 すみません、賃料の件につきましては確認をしておりません。後日確認いたします。

○議長 他にございませんか。

○城戸推進委員 基本的なことで確認したいのですが、中間管理機構の仕組みも含めて。現地調査もして県の公社の立ち合いもして、何か月もかけてやっと契約にこぎつけたが、1か月くらいで資金の状況がよくないということで解約することを地権者との間で情報を得

たわけです。そのあたりの機構のあり方がどうなっているのか。農業委員会にはその届出があったのか。4、5か月前の話ですけど。

○農政管理係長 一旦、利用権の設定をした後に、お互いが解約するという事で合意解約が結ばれれば、そこで利用権の設定が終わります。終わる際に2つのケースがあるんですけども、次使う人が見つかったら中間管理機構が設定をしている利用権はそのまま、貸し出す部分だけ次の人に変えるというケースで、次の人が見つからないければ、公社が借りている部分も解約してしまうという2つのケースがあります。

○城戸推進委員 何回も立ち会って、例えばやっとな嫁さんをもらったけどすぐ逃げられて、農業委員や推進委員にその連絡がなかったものだから、うまい具合にいつてると思ってたんですが、そしたらそういう状況で、そのやめたよという情報は私達には来ないんでしょうか。

○農政管理係長 理由は1件1件確認してないので、なんでやめたのかとか細かいところは分からないんですが、手続き的には解約をしますという書類が公社からうちに来てます。

○議長 前にも借りた人が解約したので残りの何か月を次の人が借りるといような配分計画の議案が出たことがありますよね。利用者がいればそういうふうにして再配分をするし、もし利用者がいなかったら両方で話し合いをして解約をするといような状況になっているようです。農業を始めてみたけど、なかなか続けきれない人もおるわけです。公社から農地を借りても賃借料を払いきれない人がやっぱりいるわけです。他市町ではそういう状況で、公社が立て替えて払うんですけど、最終的には公社から請求がくるということになっているようです。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案「非農地の判断について」ご説明いたします。まずは、第6号議案1番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。議案書の16ペ

ージから23ページにかけて掲載しております。それでは、議案書23ページをご覧ください。23ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は相川町の地番〇番から〇番までの対象の土地615筆、計91,651.80㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象地の相川町は長崎魚市場の南東に位置しています。次が相川町の全体の航空写真で、赤い部分が相川町の今月の対象となります。次が拡大したものになります。拡大した写真が3枚ほどございます。次が現地の写真です。現地の写真が5枚ほどございます。現地の立会いは、令和7年7月4日に井川義英農業委員及び宮崎好徳推進委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。また、今回の対象地番は〇番から〇番までの地番を処理しており、次回は〇番以降の地番の判断を予定しています。

続きまして、第6号議案2番、非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が1件、合計筆数が1筆、面積89㎡について、非農地通知申出が提出されております。2番について説明いたします。〇〇〇の〇〇さんが所有する、西出津町の農地1筆で、面積は89㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が現地の写真です。なお、対象となる〇番の土地は地積調査の結果、長崎市が所有する公衆用道路の土地〇番と境界が決まっておらず、筆界未定となっているため、地図に示す対象地は法務局に備える公図上は「〇番+〇番」を示すものとなっております。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いいたします。

〇鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月10日に、私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、長崎市有地と筆界未定となっておりますが、両土地を含む部分はすべて森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

〇議長 ありがとうございました。ただ今、第6号議案についての説明と現地調査の報告がありました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

〇議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〇委員全員 異議なし

〇議長 ありがとうございました。第6号議案について、原案のとおり承認することに決

定いたします。続きまして、第7号議案「農地の賃借料情報の提供について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第7号議案「農地の賃借料情報の提供について」ご説明いたします。別紙の議案書①—1の1ページをご覧ください。平成21年の農地法の改正により、標準小作料制度が廃止され、農地法第52条の規定により、農業委員会が、実勢の賃借料情報を提供するものでございます。賃借料データにつきましては、令和6年4月から令和7年3月までの過去1年間分の農地法第3条申請、農用地利用集積計画・農用地利用集積等促進計画・農地利用配分計画から算出するものですが、単年の締結分のみではデータ数が不足し、平均の額を算出するにはばらつきが出るため、以前の締結分であっても、現在も賃貸借契約が継続しているものにつきましては、おおむね5年間分をデータとして採用し算出しております。また、それでも5件以上のデータがない場合には、参考として以前の価格を計上しております。それでは、2ページをご覧ください。賃借料水準は10a当たりということで、1田、2畑、3樹園地の順で掲載をしております。

田につきましては、琴海地区の基盤整備地区で、146件のデータがあり、最高額が27,000円、最低額が7,400円ということで、平均額は15,200円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、外海地区の基盤整備地区、東長崎地区、茂木地区につきましては、データ件数が4件以下のため、参考といたしまして昨年度公表していた賃料を計上しております。

2番目に畑でございます。琴海地区の基盤整備地区で、44件のデータがあり、最高額が30,300円、最低額が7,300円ということで、平均額の20,700円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、高島地区及び旧長崎地区につきましては、データ件数が4件以下のため、昨年度公表していた賃料を計上しております。

最後に3番目の樹園地でございます。長崎市全域として126件のデータがあり、最高額が17,800円、最低額が3,500円ということで、平均額の8,100円を計上しております。

次に3ページをご覧ください。参考といたしまして、令和2年度から令和6年度までの賃借料水準の推移を、また、4ページには長崎市の地図の中に賃借料の情報を掲載しておりますので後ほどご確認ください。賃借料の情報は、新しい数値をホームページ上で公表し、農委だよりの次号に掲載するというので議案として上げております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第7号議案についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり

り承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、「報告事項1 事務局長専決事項」についてご報告いたします。資料②の報告事項の1ページから2ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、8件提出されました。続きまして、資料の3ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、4件提出されました。合計12件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、7月10日に開催されました。資料は、4ページと5ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

引き続き、報告事項3「農業委員等の公務災害保障制度について」事務局から説明をお願いします。

— 農政管理係長 説明 —

○議長 ありがとうございます。続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「農地違反転用防止強化月間について」事務局から説明をお願いします。

○農地係長 それでは、令和7年度における違反転用防止強化月間事業についてご説明いたします。資料③のその他の事項の資料の1ページから5ページになります。それでは資料1ページをご覧ください。まず、「1の目的」についてですが、かけがえのない農地を守り活かすため、違反転用防止強化月間を設けて、各広報活動により、違反転用に対する意識を喚起するとともに、農地パトロールによって、違反転用の状況把握を行うことを目的としております。次に、「2 強化月間」についてですが、毎年、8月に行っておりますが、本年度につきましても8月1日から8月31日までを、強化月間として事業活動を行うこととしております。次に、「3の月間事業活動内容」としましては、①農業委員・推進委員さんにより各担当地区の見回りを行うことにより状況を把握していただき、違反転用を発見した場合には、農地所有者に対して事情を聴取し、指導等を行い、5ページに掲載して

います別紙3の農地違反転用報告書により事務局へ報告をしていただきます。次に、②広報等による周知につきましては、広報ながさき8月号への掲載、市政だよりでのラジオ放送及び農委だよりへの掲載を予定しています。③ポスターの掲示につきましては、市役所14階掲示板、各地域センター及び農協に2ページのポスターを掲示いたします。最後に④チラシの配布につきましては、市関係部局及び農協へ、3ページから4ページの別紙2の両面チラシを配布いたします。

以上、違反転用防止強化月間事業の概略となりますが、各農業委員・推進委員さんにおかれましては、農地パトロールを実施していただきますようお願いいたします。説明は、以上でございます。

○議長 この件につきまして皆さまからのご意見、ご質問等はございませんか。

○上川農業委員 この件が出てくるたびに意見を申し上げるわけですが、事務長が4人変わっても解決がなされない場所もございます。何度指摘をしても所有者及び関係者は改善をいたしません。それにつきまして1つの提案ですが、この施設は違反であるということの看板設置の検討ができないかということを経理に投げかけをしておきたいと思っております。いかがでしょうか、回答をお願いします。

○事務長 基本的には指導から入っていかないといけないと思っております。おっしゃられるように、事務長が4人変わっても解決してないと、そこは申し訳なく思っております。手順を踏んでいってやらないといけないと。県の方から勧告という手段がありますが、手順を踏んでいって、最終的にそういった方法になってくると思っておりますので、県とのやり取りをどうしたらいいか等、勉強をさせていただきたいのと、今おっしゃられているのはおそらく、北浦町のことだと思うんですけども、今年1月に指導をしまして、半年たってもまだ何もなされていけませんので、改めて指導をしていきたいと思っておりますので、もう少しお時間をいただければと思っております。

○上川農業委員 先ほどの一件はソーラー施設のことだと思いますが、当該地区にももう1件、農業以外の資材置場の設置が認められております。これも含めて、市全体の統括で強化に重点を置きながら、指導の在り方をもう一度検討していただければと思っております。

○議長 そのように事務局で検討をお願いします。違反転用につきましては、各地区、大なり小なりあると思っております。ですから、農業委員、推進委員の皆さんは農地パトロールの中で、この農地は違反をしているというチェックだけはちゃんと記録をしておいてください。そうしないと農業委員・推進委員はパトロールをしているが見逃しているという指摘がこの前ありましたので、ちゃんと見ているということで記録をしておいてください。この違反転用防止月間にパトロールを各地区やってもらっているわけですが、この総会が終わった後、各地区皆さんでどういうふうやるかを協議していただければと思っております。

りますのでよろしく願いいたします。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 続きまして、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

— 農政管理係長 説明 —

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和7年8月、9月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

— 農政管理係長 説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで7月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦労さまでした。